

盛岡保健所長告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年8月18日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

訪問看護

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開 設者の氏名	指定年月日
0360190144	株式会社コムスン訪問看護ス テーション盛岡南	盛岡市南仙北一丁目18番6号	株式会社コムスン	平成18年8月 1日
0360190110	内丸病院訪問看護ステーショ ン	盛岡市本町通一丁目12番7号	社団医療法人久仁会	平成18年8月 1日